

(趣旨)

第一条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行については、福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福島県条例第五十一号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立認証申請書)

第二条 条例第二条第一項の申請書は、設立認証申請書（様式第一号）によるものとする。

(公表及び縦覧)

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告又は公表は、インターネットの利用による公表とし、福島市のホームページに掲載して行うものとする。

2 法第十条第二項の縦覧は、市民安全部市民協働課において行うものとする。

(補正書)

第四条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第二号）により行うものとする。

(設立登記完了届出書)

第五条 条例第四条第一項の届出書は、設立登記完了届出書（様式第三号）によるものとする。

(役員変更等届出書)

第六条 条例第五条第一項の届出書は、役員変更等届出書（様式第四号）によるものとする。

(定款変更認証申請書)

第七条 法第二十五条第四項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第五号）によるものとする。

(定款変更届出書)

第八条 条例第七条第一項の届出書は、定款変更届出書（様式第六号）によるものとする。

(定款変更登記事項証明書提出書)

第九条 条例第八条第一項の提出書は、定款変更登記事項証明書提出書（様式第七号）によるものとする。

(事業報告書等提出書)

第十条 条例第十条第一項の提出書は、事業報告書等提出書（様式第八号）によるものとする。

(事業報告書等の公開)

第十一条 条例第十一条第一項の規則で定める場所は、市民安全部市民協働課とする。

(閲覧等請求書)

第十二条 条例第十一条第二項の請求書は、閲覧等請求書（様式第九号）によるものとする。

(解散認定申請書)

第十三条 条例第十三条の申請書は、解散認定申請書（様式第十号）によるものとする。

(解散届出書)

第十四条 条例第十四条第一項の届出書は、解散届出書（様式第十一号）によるものとする。

(清算人就任届出書)

第十五条 条例第十四条第二項の届出書は、清算人就任届出書（様式第十二号）によるものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十六条 条例第十五条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（様式第十三号）によるものとする。

(清算終了届出書)

第十七条 条例第十六条の届出書は、清算終了届出書（様式第十四号）によるものとする。

(合併認証申請書)

第十八条 法第三十四条第四項の申請書は、合併認証申請書（様式第十五号）によるものとする。

(合併登記完了届出書)

第十九条 条例第十八条において準用する条例第四条第一項の届出書は、合併登記完了届出書（様式第十六号）によるものとする。

(身分証明書)

第二十条 法第四十一条第三項の証明書は、身分証明書（様式第十七号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。